

おがぴ～通信

おがさわら耳鼻咽喉科クリニック VOL.19

処方せんについて

2022年 1月19日 発行



★処方箋には有効期限があります

保険医療機関が発行する処方せんの使用期間は交付の日を含めて4日以内です。この日数には土日や祝日も含まれます。

1/7 (金)	1/8 (土)	1/9 (日)	1/10 (月・祝)	1/11 (火)
処方せん 交付	→			期限切れ
1日目 ○	2日目 ○	3日目 ○	4日目 ○	5日目 ×

★処方せんに有効期限がある理由は？

医師は診察をして患者さんの「そのときの病状」に合わせた薬の処方せんを発行しますが、病状は刻々と変わっていくものであり、診察から時間が経過するにつれて必要な治療が変わってくる可能性が高くなります。薬には症状を軽減・改善させる働きがある一方で、副作用を引き起こすことがありますので、必要な時期に必要な量を必要な日数服用することが大切です。

★有効期限が切れてしまったら？

期限が切れた処方せんは使用できません。改めて受診していただき、診察に基づいて処方せんの交付を受けていただくこととなります。その際にかかる費用は健康保険の適応とならず 10割負担となる場合があります。(※処方せんを紛失してしまった場合も健康保険を使用して再発行することはできません。)

処方せんは早めに
調剤薬局に提出しましょう！



医療法人社 株式会社 **おがさわら**
耳鼻咽喉科クリニック

札幌市北区北24条西14丁目3番8号
北24条通メディカルプレイス3F
(TEL)011-747-3387
(URL)<https://www.oga3387.com/>

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～ 12:00						
14:00～ 18:00				休診		休診

当院では原則として一般名の記載による 処方せんを発行しています

処方せんには製薬会社が名前をつけた「商品名」を記載する場合と、薬の主成分である「一般名」を記載する場合があります。

(例)「商品名：ロキソニン錠」

「一般名：ロキソプロフェンナトリウム錠」

★処方せんに一般名を記載することにより、薬局にて「先発医薬品」「後発医薬品」のどちらでも患者さんご自身で選んでいただくことができます。

※後発品が存在しない薬もあります

(後発品については次回以降のおがぴ～通信で詳しく説明する予定です。)



ドライシロップと一般名の話

ドライシロップは粉薬の一種で、そのまま粉薬としても、水に溶かして液剤としても服用できる薬です。

ドライシロップを一般名処方すると、処方せんには「○○○ドライシロップ」でなく「○○○シロップ用」と表記されます。粉薬を希望している患者さんが処方せんをご覧になったときに「液体のシロップ剤が処方されているのでは？」とご心配されるかと思いますが、「シロップ用」と記載されている薬は粉の状態です。薬局から渡されます。(ちなみに液剤の場合は「シロップ」と記載されます。) このように一般名処方により誤解を招くような表記となってしまうことがあります。

処方せんに関して疑問がございましたら、お気軽に受付窓口にお問い合わせください！

☆正しい鼻のかみ方☆

4つのポイント!!

- ①片方ずつ鼻をかむ
- ②口から息を吸ってから鼻をかむ
- ③ゆっくり少しずつかむ
- ④強くかみすぎない

鼻の中に鼻水をためたままにしておくと、鼻づまりだけでなく、鼻炎や副鼻腔炎、中耳炎、痰や咳などを悪化させる原因になります。鼻は正しくかみましょう。